

☆刈草を無償提供しています ～大野川だより第55号 別紙～

大野川出張所では、堤防の点検を主目的に、年間2回の堤防除草を実施しています。この時、発生する刈草については、これまでも地元の農家の方々へ提供し、堆肥や畑の敷き草に使っていただくなど有効活用を図っています。これにより処分費のコスト削減にも繋がっているところです。

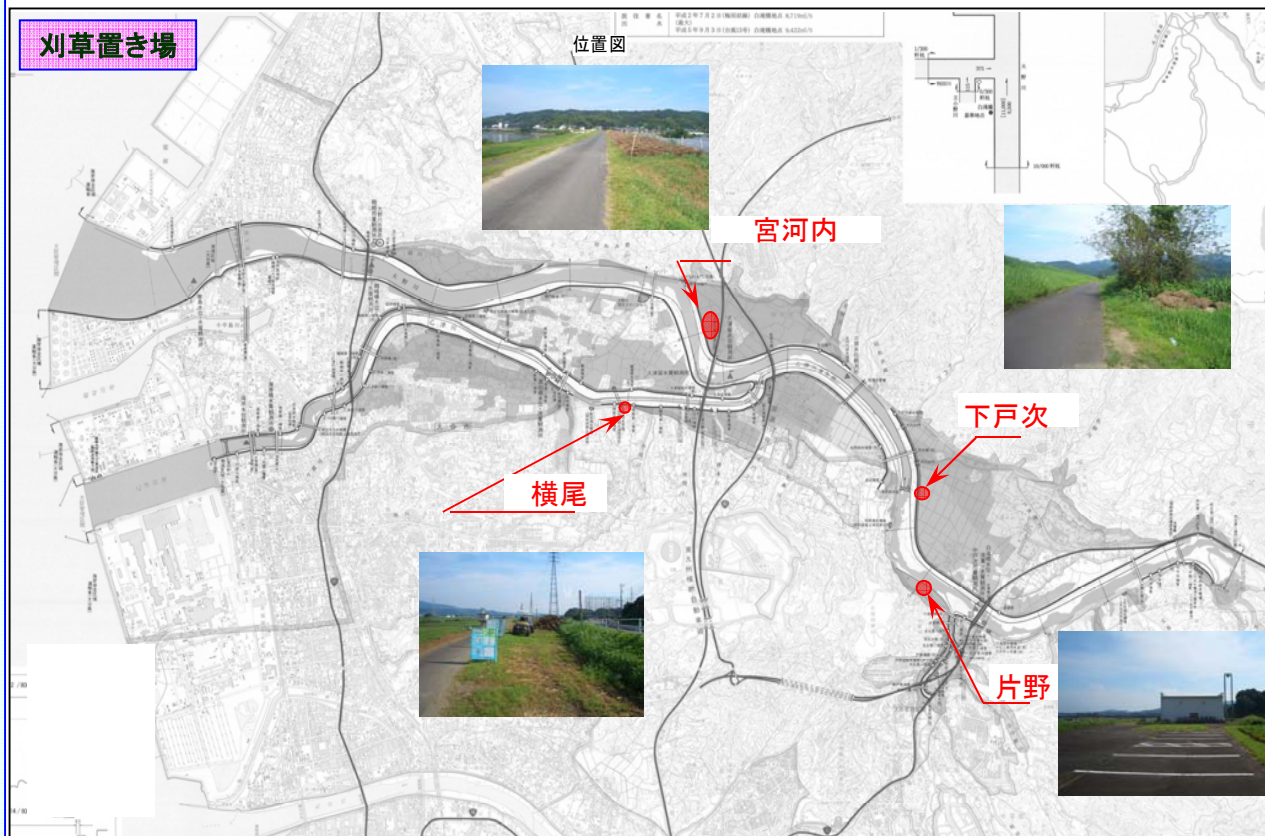
刈草の提供を受けたい方は、大野川出張所までお問い合わせください。

(刈草の提供について)

- 時期 : 堤防除草が行われる、5月～12月の間
- 量 : 要相談
(除草の進捗に応じてストック量が変わります)
- 種類 : 堤防上の雑草
(概ね50cm四方に梱包された状態で提供)
- 場所 : 右図のとおり
- 方法 : 希望者の方は、刈草置場へ運搬車等で直接取りに来て下さい

(刈草提供までの手続き)

- ①希望者より大野川出張所へ連絡
(氏名、連絡先、住所、必要量等を確認します)
- ↓
- ②除草業者より希望者へ連絡をします。
引取場所・日時などを調整願います。
- ↓
- ③現地にて提供



【注意事項】

- ・引き取った刈草の転売・換金等の営業目的の使用はご遠慮下さい。
- ・刈草の積み込み及び運搬については希望者で作業をお願いします。
- ・刈草には除草作業時に異物等が混入している可能性があります。刈草の使用に当たっては希望者が確認の上、自己責任で使用下さい(国土交通省は一切の責任を負えません)。
- ・収集運搬時の過積載などに十分注意し、交通ルールを守って下さい。

平成25年度 大野川除草時期平面図

